

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。
その使途については、次のとおりです。

令和8年度 当初予算

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 148,300千円

（歳出） 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 923,040千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉総務事業	3,171	3,168	1	2
	心身障害者等福祉事業	265,504	198,342	24,076	43,086
	老人福祉事業	21,592	5,742	5,682	10,168
	地域福祉センター事業	5,052	846	1,508	2,698
	福祉医療事業	57,300	25,550	11,382	20,368
	児童手当事業	185,500	167,311	6,520	11,669
	小計	538,119	400,959	49,169	87,991
社会保険	国民健康保険事業	76,530	54,419	7,926	14,185
	後期高齢者医療事業	58,540	43,905	5,246	9,389
	介護保険事業	249,351	9,750	85,893	153,708
	小計	384,421	108,074	99,065	177,282
保健衛生	母子衛生事業	500	319	66	115
	小計	500	319	66	115
合計		923,040	509,352	148,300	265,388

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、令和6年度決算額に基づいた比率で算出しています。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外しています。